

一般財団法人 民都大阪 休眠預金等活用団体

民間公益活動促進業務規程 の案

2018年10月3日

内容

第1章 総則	3
第1条 (目的)	3
第2条 (本財団の指定活用団体としての業務運営の基本方針)	3
第2章 ガバナンス・コンプライアンス体制	5
第3条 (公益認定と同水準のガバナンス・コンプライアンス体制)	5
第4条 (コンプライアンス体制)	5
第5条 (内部通報制度の整備及び運用)	5
第6条 (利益相反に防止に係る体制の整備及び運用)	5
第7条 (事業計画及び収支予算の作成)	6
第1款 基本方針に示された業務ごとの実施の方法に関する事項	6
第3章 資金分配団体の選定等	6
第8条 (「優先的社会課題」の把握・分析及び決定)	6
第9条 (資金分配団体の審査対象等)	7
第4章 審査の方法及び基準	8
第10条 (第1次書類選考の方法)	8
第11条 (利害関係者の取扱い)	9
第12条 (公開面接)	9
第13条 (資金分配団体選定の基準)	9
第14条 (選定における留意事項)	11
第15条 (民間公益活動を行う団体の選定の基準)	11
第16条 (資金分配団体の登録)	11
第17条 (名称等の変更の届出)	11
第5章 資金分配団体に対する資金の助成	12
第18条 (最適な資金のポートフォリオ)	12
第19条 (包括的な支援プログラムの尊重)	12
第20条 (助成金等交付決定通知)	12
第21条 (助成金等交付決定の受諾)	12
第22条 (助成金等交付の辞退)	12
第23条 (助成金等支払区分)	12
第24条 (助成金等支払の申請)	13
第25条 (助成金等の支払)	13
第26条 (助成金等の追加助成)	13
第27条 (善良な管理者の注意義務)	13
第6章 休眠預金に係わる資金の活用対象の範囲	13

第 28 条	(区分経理)	13
第 29 条	(直接経費)	13
第 30 条	(間接経費)	13
第 31 条	(帳簿の備え付け)	14
第 32 条	(適正かつ効率的な予算執行)	14
第 33 条	(資金活用対象事業の変更)	14
第 34 条	(資金活用対象事業の状況報告)	14
第 35 条	(資金活用対象事業の完了報告)	15
第 36 条	(取得固定資産の区分)	15
第 37 条	(助成金等の額の確定等)	15
第 38 条	(取得固定資産の管理に関する誓約書)	15
第 39 条	(取得固定資産の管理及び処分)	15
第 7 章	継続的な進捗管理と成果評価の点検検証	16
第 40 条	(評価指針の策定と公表)	16
第 41 条	(評価指針の考え方)	16
第 42 条	(評価指針策定等委員会)	17
第 43 条	(継続的な進捗管理)	17
第 44 条	(評価指針に基づく成果評価の点検)	17
第 45 条	(定量データの厳格性)	17
第 46 条	(非資金的支援)	17
第 5 章	資金分配団体に対する監督	17
第 47 条	(資金提供契約)	17
第 48 条	(資金分配団体への監督)	18
第 49 条	(資金活用対象事業確定後の監査)	18
第 50 条	(関係書類の保存期間)	19
第 51 条	(助成金等の返還)	19
第 6 章	選定の取消と事業の承継	19
第 52 条	(資金分配団体選定の取消し)	19
第 2 款		19
第 53 条	休眠預金等交付金の受入れ	19
第 54 条	(民間公益活動の促進に関する調査及び研究)	20
第 55 条	(民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動)	20
第 56 条	(シンボルマークの策定・活用)	20
第 57 条	(本財団による評価の実施)	21
第 58 条	(関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備)	21
第 59 条	(成果評価実施支援)	22

第 60 条	(実務を通じた研修の場を提供)	22
第 61 条	(多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進)	22
第 62 条	(国際交流)	22
第 63 条	(資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行に必要な措置)	22
第 64 条	(公示)	22
第 65 条	(資金活用対象事業の表示)	22
第 66 条	(資金活用対象事業の公開)	23
第 8 章	業務委託の基準	23
第 67 条	(業務の委託に関する基準)	23
第 9 章	契約に関する基本的事項	23
第 68 条	(契約に関する基本事項)	23
第 10 章	収支決算書に係る外部監査の実施に係る事項	23
第 69 条	(外部監査)	23

一般財団法人 民都大 大阪休眠預金等活用団体
民間公益活動促進業務規程 の案

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人 民都大 大阪休眠預金等活用団体（以下「本財団」という。）が実施する同条第 2 項に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

第 2 条 (本財団の指定活用団体としての業務運営の基本方針)

財団は、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために、法第 8 条の規定により本財団に交付される交付金（以下「休眠預金等交付金」という）による助成等の運営に当たっては、法、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日 内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という）及びこの規程に定めるところに従い、適正かつ効率的に行うものとする。

2 前項で掲げる民間公益活動とは事項の要件をすべて満たすことが求められている活動

のことをいう。

- ① 社会の諸課題の解決を図ることを目的とする活動
- ② 民間の団体が行う公益に資する活動
- ③ 成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの

3 第1項の目的を達するため、以下の基本原則に基づき業務を運営する。

(1) 国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

(2) 共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

(3) 持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

(5) 公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

(9) 民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

(10) 比例原則

規模に応じて最も効果的な手法を選択することに配慮すること。

第2章 ガバナンス・コンプライアンス体制

第3条 (公益認定と同水準のガバナンス・コンプライアンス体制)

本財団は内閣府を行政庁として公益法人として認定の申請を行うものとする。

2 前項に係らず、公益認定がなされない場合にあっても、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（以下「公益認定法」という第五条1号、2号、3号、4号、5号、10号、11号、12号、13号、17号、18号各号並びに6条の規定を準用する。

3. 本財団は、財団の評議員会又は理事会の決議に当たっては、定款、評議員会運営細則、理事会運営細則の定めに従って当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行なわれなければならない。

第4条 (コンプライアンス体制)

本財団は、業務の適正な実施のために、別に定めるコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当理事を置く。

2 コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの）としてコンプライアンス委員会を設置し、その下に実施等を担うコンプライアンス統括室を設置しなければならない。

第5条 (内部通報制度の整備及び運用)

本財団は内部通報に係る規程を規整備し、不正発生時には、不正発生時対応規程にもとづき原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定の3点を確実に実施し、その内容を公表しなければならない。

2 公益通報については「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」に基づき整備するものとし、公益通報規程に基づき適切に運用しなければならない。その際、通報者に対する、配置転換、解雇その他の不利益な取扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底を行わなければならない。

第6条 (利益相反に防止に係る体制の整備及び運用)

本財団の役職員は、3か月ごとに「利益相反に該当する事項」に関する申告書を提出し、監事及び職員にあっては理事会において、また、理事にあっては監事全員及びコンプライアンス委員会において内容を確認しなければならない。その際、理事会は監事及び職員に対して、監事は理事に対して、必要に応じて是正を命じることができる。また、6か月に一度、利益相反該当状況を公表するものとする。

2 本財団の評議員並びに役職員は、資金分配団体及び民間活動を行う団体との関係及びその候補者との関係において疑念を招かないように別に定める「評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則」に従わなければならない。

第7条（事業計画及び収支予算の作成）

本財団は、法第 26 条第 1 項の規定により、事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするときは、当該事業年度開始の 1 月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書等を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。また、事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ変更の内容及び理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。する。

2 本財団は、法第 26 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

3 本財団は、法第二十八条に定める帳簿以下の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

一 法第八条の規定により交付された休眠預金等交付金の額の総額

二 法第二十一条第一項各号の業務ごとに充てた休眠預金等交付金の額

三 法第二十一条第一項第一号の規定による助成又は貸付けを受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成又は貸付けを受けた金額及び年月日

四 法第二十一条第一項第二号の規定による貸付けを受けた民間公益活動を行う団体の名称及び住所並びに民間公益活動を行う団体ごとの貸付けを受けた金額及び年月日

五 法第二十九条第一項の規定に基づく運用資金を運用して得た利子その他の収入金の総額

第 1 款 基本方針に示された業務ごとの実施の方法に関する事項

第 3 章 資金分配団体の選定等

第8条（「優先的社会課題」の把握・分析及び決定）

本財団は、我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」（以下「優先的社会課題」という）を決定する。その際、資金分配団体や法 19 条第 2 項第 3 号のイに規定する民間公益活動を行う団体（以下「民間公益活動を行う団体」という）との相互主体的な関係の下において、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。

2. 前項にかかわらず初年度においては、本財団は現場からの意見やニーズ聴取のために、広く全国から民間公益活動を行う団体となりうる団体及び個人から「優先的社会課題」を募集する。

3. 募集に応募してきた者（以下「優先的社会課題応募者」という）の中で「資金分配団体の審査に関心のある者」の中から、別に定める「資金分配団体審査委員会委員」を抽選で選考する。

4. 募集された優先的社会課題については、別に定める「評価指針等策定委員会」に諮っ

た上で、理事会において優先的課題を決定する。

5. 本財団は優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針（以下「成果目標方針」という）を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。

第9条（資金分配団体の審査対象等）

本財団は、本規程に基づき選定公募要領を作成し、資金分配団体の公募に申請する団体（以下「選定申請団体」という。）の募集を法第22条第5項に基づき公募の方法により行う。

2 選定申請団体は、特定非営利活動促進法施行規則第六条で規定される特定非営利活動促進法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額が受入寄附金総額の百分の五十となる法人のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条三号から六号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人（「認定NPO法人」という）のうち、助成活動を行う者とする（以下「民間助成活動法人」という）。

3 上記の団体であっても以下のいずれかに該当する者は申請することができない。

- ① 資金分配団体の選定を取り消され、その取消の日からその取消の日から三年を経過しない者でないこと。
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑦ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

3 選定申請団体の申請の対象となる以下の分野のいずれかであって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活

動」という。) でなければならない。

- ①子ども及び若者の支援に係る活動、
- ②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)

4 本財団は本規程並びに公募要領において、選定の基準及び評価の観点等を事前に公表すること等により、審査における透明性・客観性の確保に努めなければならない。その際、選定申請団体は申請書において以下の項目を説明しなければならない。

- ① 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしているか否か。
- ② 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれているか否か。
- ③ 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていることとしているか否か。
- ④ 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有しているか否か（ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。）

5. 本財団は、評価指針等策定委員会の決定に基づき作成した審査基準を選定募集要項を発表する前までに公表しなければならない。

第4章 審査の方法及び基準

第10条 (第1次書類選考の方法)

本財団は、選定申請団体から提出された申請書を「東日本—西日本」の二区分に分け、別に定める資金分配団体選定専門委員会によりそれぞれ書類選考を実施し、第一次候補団体を選定する。

- 2 前項において、東日本はNTT東日本のエリアとし、新潟県、長野県、山梨県及び神奈川県東部並びに静岡県の熱海市及び裾野市の一部。西日本はNTT西日本のエリアとし、富山県、岐阜県、愛知県以西および静岡県（熱海市と裾野市のそれぞれ一部区域を除く）とする。

第11条 (利害関係者の取扱い)

前条における資金団体の選定に当たっては選定申請団体との間に利害関係のある者は審査に加わることができない。

- 2 同専門委員は、選定申請団体との特別な利害関係の有無について、申請受付期間終了後から第1次候補選定の時期までに、申告書（別紙1）を提出し、当該申告書等により理事長が特別な利害関係を有すると判断した委員及び専門委員を指定活用団体の指定に係る審議から除く。なお、当該申告書については公表する。
- 3 前項における特別な利害関係とは、本人が選定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員（これらの就任予定者を含む。）であることその他選定申請団体との個人的な利害に直接関係すること等、選定申請団体に対する公正な面接等の実施の妨げとなるおそれがあることを指す。
- 6 資金分配団体選定専門委員は最終審査終了後までは公表しない。

第12条 (公開審査)

本財団は第一次候補団体の代表者等による公開参加を実施し、別に定める資金分配団体審査委員会による審議を経た上で、理事会において以下の団体を助成金予算の範囲内で複数選定する。

- 3 本財団は、選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。ただし、選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないように留意しなければならない。
- 4 本財団は、審査の結果、選定されなかった選定申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるように配慮しなければならない。

第13条 (資金分配団体選定の基準)

本財団は、選定申請団体が、公正かつ適確に業務を実施するに足る組織体制等を有していることにつき以下の各号に掲げる基準によって選定する。

1 事業の遂行にあたり以下の各号のいずれかまたは複数ないしすべて実施する必要な能力、知識・技術及び経験を有していること。

- ① 本財団が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う能力、知識・技術及び経験を有していること。
- ② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの）を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動

を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

②-1 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

②-2 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等）が組み込まれていること

②-3 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供することとしていること

②-4 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足りる能力を有すること。ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムの作成・提出も可能とする。）

②-5 民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしていること。選定申請団体にあつては、その旨を明示していること。

③ 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図ることができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑤ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑥ 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

2. 民間公益活動を行う団体の地域性については十分な知識があること。

3. 民間公益活動を行う団体の規模に対して過大な要求をしていないこと。

4. 資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネジメント体制を備えていること。

5. 期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを考慮していること。

6. 本規程第3条に準じるガバナンス・コンプライアンス体制を講じていることによって、

公正に業務を実施するに足りる組織体制等を有しているものであること。

7. 評議員会及び理事会（評議員会または理事会を有しない他の組織体にあつては同等の機関）の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えていること。

8 不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を備えていること。

9 事業を円滑に遂行するために必要な財政基盤を有し、かつ、当該資金等について十分な管理能力を有していること。

10 休眠預金等に係る資金の活用の対象事業（以下「資金活用対象事業」という）を実施するにあたり、本財団との連絡調整を適切に対応できること。

11 その他資金分配団体として不適当と認められる事由がないこと。

第14条 (選定における留意事項)

本財団は、前条の基準に基づいて、資金分配団体を選定するに当たり、前条の基準は、選定申請団体の組織内部ではなく、外部化したものであつても能力、知識・技術及び経験を有しているものとみなす他以下の事項に留意しなければならない。

1 資金分配団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行わなければならない。

2 社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにする観点から、大都市その他特定の地域に偏らないように配慮するほか、分野別、助成・貸付け・出資別等について十分考慮しなければならない。

3 地域の特性、小規模団体に配慮する比例原則に十分に配慮しなければならない。

第15条 (民間公益活動を行う団体の選定の基準)

法第21条第1項第二号に規定する本財団の業務としての民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うことに係る民間公益活動の選定は前条を準用する。

2 第5章の規定は民間公益活動を行う団体に準用する。

第16条 (資金分配団体の登録)

本財団の理事会において、資金分配団体として選定された選定申請団体は、選定資金分配団体として、本財団に必要事項を登録しなければならない。

2

第17条 (名称等の変更の届出)

資金分配団体は、代表者、名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更したとき、又は法

人格を有する資金分配団体が合併及び解散をするときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

第5章 資金分配団体に対する資金の助成

第18条 (最適な資金のポートフォリオ)

概ね以下の資金のポートフォリオに基づいて第7条において決定した資金分配団体に対して資金を助成するものとする。

- ①指定の基準を高く超えると認められるもの。60パーセント
- ②基準に適合しているものの中から地理的バランスを考慮したもの30パーセント
- ③小規模であっても地域の現場から出てきた解決に向けた動き（以下「内発的活動」という）であるもの 5パーセント
- ④長期的な活動を必要とするが、大きなイノベーションを起こしうるもの 5パーセント

第19条 (包括的な支援プログラムの尊重)

第20条 (助成金等交付決定通知)

本財団は、事業計画及び収支予算につき内閣府の認可を受けた後、別に定める助成金等交付決定通知(以下「交付決定通知」という。)により、助成する事業、助成金等額及び資金分配団体の提出すべき次条に規定する資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という）の提出期限等必要な事項を付して、助成金等の交付決定を通知するものとする。

第21条 (助成金等交付決定の受諾)

資金分配団体は、前条の助成決定通知を受け、これを受諾した場合は、本財団が別に定める資金提供契約書及び必要書類(以下「資金提供契約書等」という。)を本財団と締結しなければならない。ただし、資金分配団体が定められた期限内に資金提供契約書等を提出できない場合は、当該期限内にその理由及び提出予定期日を記載した本財団が別に定める資金提供契約書等提出期日延期申請書を本財団に提出し、その承認を得なければならない。

第22条 (助成金等交付の辞退)

資金分配団体は、第14条の通知を受けた後、やむを得ない事情により助成金等の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金等の交付決定を取り消すものとする。

第23条 (助成金等支払区分)

助成金等の支払の区分は、精算払、分割払及び前金払とする。

第24条 (助成金等支払の申請)

資金分配団体は、助成金等の支払を申請するに当たっては、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 精算払による場合は、証拠書類の写しを添えた本財団が別に定める精算払申請書を本財団に提出しなければならない。
- (2) 分割払による場合は、分割払を必要とする理由及び証拠書類の写しを添えた本財団が別に定める分割払申請書を本財団に提出しなければならない。
- (3) 前金払による場合は、前金払を必要とする理由及び収支予算書等必要な書類を添えた本財団が別に定める前金払申請書を本財団に提出しなければならない。

第25条 (助成金等の支払)

本財団は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、助成金等を支払うものとする。

第26条 (助成金等の追加助成)

資金分配団体は、進捗状況に応じて、別に定める追加申請書に基づいて本財団に追加助成を申請することができる。

第27条 (善良な管理者の注意義務)

資金分配団体は、第8条の交付決定通知に記載されている事項に従い、善良な管理者の注意をもって資金活用対象事業を行わなければならない。

第6章 休眠預金に係わる資金の活用対象の範囲

第28条 (区分経理)

資金分配団体は、助成金等を資金活用対象事業以外の用途に使用してはならない。

2 資金分配団体は、資金活用対象事業に関する経理については、他の経理と区分しなければならない。

第29条 (直接経費)

資金分配団体における直接経費とは、指定活用団体からの助成金のうち、直接民間公益を行う団体への以下の科目に使用されるものをいう。

①助成金

第30条 (間接経費)

資金分配団体に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、休眠預金等の交付金をより効果的・効率的に活用する。

2 指定活用団体にあつては、資金分配団体において間接経費の執行が円滑に行われるよう努める。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行う。

3 資金分配団体にあつては、間接経費の使用に当たり、資金分配団体の長の責任の下で、

使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。

4 間接経費の額は、税原資の文部科学省の科学研究費補助金と同率の直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

5 間接経費は、助成金を獲得した資金分配団体全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。なお、間接経費の執行は、本規程で定める間接経費の主な使途を参考として、資金分配団体の長の責任の下で適正に行うものとする。

6 間接経費の取り扱いは、資金分配団体及び資金提供の類型に応じ、別表1の分類に従うこと。

7 資金分配団体の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、別紙様式により指定活用団体に報告する。

第31条 (帳簿の備え付け)

資金分配団体は、資金活用対象事業に関する経理については、次の各号に掲げる帳簿類を備えなければならない。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 補助簿（内訳明細書）
- (3) 取得固定資産内訳明細書

第32条 (適正かつ効率的な予算執行)

資金分配団体は資金活用対象事業の予算の執行については適正かつ効率的に予算を執行しなければならない。

第33条 (資金活用対象事業の変更)

資金分配団体は、資金活用対象事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した本財団が別に定める計画の変更に関する承認申請書を本財団に提出し、その承認を得なければならない。

第34条 (資金活用対象事業の状況報告)

資金分配団体は、助成金等の受領した日から180日後現在の資金活用対象事業の状況に関し、本財団が別に定める状況に関する報告書（以下「状況報告書」という。）を210日後までに本財団に提出しなければならない。ただし、本財団が別に定める事業については、この限りではない。

2 資金分配団体は、前条の承認を得て資金活用対象事業を年度を越えて実施しようとする